

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

今年も特別減税実施

Q: 私はサラリーマンですが、6月分の給与明細を見ると、特別減税還付額の項目がありました。平成7年分の特別減税と比べて、減税割合や限度額が異なるのでしょうか。

A: 今回の特別減税の減税割合、限度額等、平成7年分の特別減税と異なることはありません。

給与所得者に対する特別減税の実施方法は、次のようになっています。

(1) 所得税

① 平成8年1月から6月までの間に支払われた給与について源泉徴収された税額の15%相当額(25,000円を限度)を、原則として平成8年6月に還付します。

② 平成8年分の年末調整の際に平成8年分の給与に対する年税額の15%相当額(50,000円を限度)をその年税額から控除します。(平成8年1月から6月までの分として既に還付された特別減税額は精算します。)

(2) 住民税

個人住民税の額は、所得割と均等割の額をたしたのですが、このうちの、所得割の額の15%相当額(20,000円を限度)が所得割の額から控除されます。

具体的な徴収方法は、今年の6月分については個人住民税の徴収はせず、7月から来年の5月までの11カ月間に特別減税額控除後の年税額を振り分けて徴収することになっています。

